

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制

事業		区分	実績	推 計				
			令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
時間外保育事業 （延長保育）		量の見込み	2,118 （人）	2,208	2,202	2,192	2,183	2,174
		確保方策		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
幼稚園・認定こども園 預かり保育		量の見込み	— （人）	50,823	48,884	46,375	44,275	43,648
		確保方策		97,820	97,820	97,820	97,820	97,820
保育所等一時預かり		量の見込み	4,386 （人日）	4,627	4,613	4,593	4,574	4,556
		確保方策		31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
病児・病後児保育事業		量の見込み	4,163 （人日）	5,758	5,697	5,628	5,567	5,522
		確保方策		6,560	6,547	6,529	6,512	6,496
ファミリー・サポート・ センター事業		量の見込み	796 （人日）	1,062	1,025	981	945	907
		確保方策		1,062	1,025	981	945	907
育成学級 （放課後児童クラブ）		量の見込み	2,394 （人）	2,439	2,432	2,426	2,420	2,411
		確保方策		2,480	2,480	2,480	2,480	2,480
子育て短期支援事業 （ショートステイなど）		量の見込み	86 （人日）	90	90	90	90	90
		確保方策		90	90	90	90	90
地域子育て支援拠点事業 （０～２歳児のみ）		量の見込み	26,173 （人回）	23,305	22,974	22,967	22,836	22,737
		確保方策		10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
利用者 支援事業	基本型	量の見込み	1 （か所）	10	10	10	10	10
		確保方策		1	2	5	10	10
	特定型	量の見込み	1 （か所）	1	1	1	1	1
		確保方策		1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	量の見込み	0 （か所） ※	1	1	1	1	1
		確保方策		1	1	1	1	1
乳児家庭訪問事業		量の見込み	977 （件）	1,004	996	992	987	983
		確保方策		実施体制：保健師等による訪問				
養育支援訪問事業		量の見込み	2,666 （件）	2,710	2,700	2,700	2,690	2,690
		確保方策		実施体制：保健師等による訪問				
妊産婦健康検査		量の見込み	993 （件）	1,030	1,020	1,020	1,010	1,010
		確保方策		実施場所：京都府内の委託医療機関等				
子育て世帯訪問支援事業		量の見込み	25 （人日）	200	200	200	200	200
		確保方策		200	200	200	200	200
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み	2,769 （回）	3,030	3,000	3,000	2,970	2,970
		確保方策		3,030	3,000	3,000	2,970	2,970
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）		量の見込み	— （人日）	120	120	120	120	120
		確保方策		120	120	120	120	120
産後ケア事業		量の見込み	304 （人日）	400	410	420	430	440
		確保方策		400	410	420	430	440

※「こども家庭センター型」は、令和6年度に1か所設置

8 計画の推進に向けて

(1) 計画の実現に向けた役割

①子どもの役割

子どもの年齢及び発達程度に応じて、自身の関係する事項について意見をのべる機会や多様な社会的活動に参加する機会が確保される必要があります。

こうした中で、社会や日常生活の活動において、大人だけでなく、子ども自らも考えをのべ、社会の一員として関わっていくことが求められています。

②保護者の役割

保護者は子育て・子育ての大事さを十分に認識し、子どもを含めた家族それぞれが、協力しながら家庭生活の役割を分担し、家庭機能の充実に努めていく必要があります。

さらに、保護者は子どもを一人の人格をもった主体として尊重しながら、「子どもの最善の利益」を実現する観点をもって、子どもが未来に夢と希望をもてるよう子育てを行っていくことが求められています。

③地域・市民の役割

地域の連帯意識を醸成し、地域との関わりをより一層深め、子どもが地域で成長できる風土づくりを市民中心に進めていくことが重要です。

すべての市民が子どもや子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが求められています。

④事業所の役割

育児休業や短時間勤務等の両立を支援する制度の定着や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保に努めることが重要です。

男性の子育てへの関わりの促進や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を啓発するとともに、「ノー残業デー」をはじめ、「家族の日」にちなんだ取組、育児休業や子どもが病気の際の休暇などを男性でも女性でも取りやすいような職場環境づくり、出産・育児後の円滑な職場復帰などへの配慮に努めることも必要です。

⑤行政の役割

庁内や関係機関などと連携しながら、施策の総合的な推進を図り、地域における子育て支援サービス基盤の整備と市民の参加による子育て支援に必要な環境整備を進めます。

行政はそれぞれの役割を補完しながら、率先して、子どもの貧困対策を総合的に推進し、子どもが笑顔で夢と希望をもって成長できる子育て支援のまちづくりに取り組みます。

(2) 計画の進捗状況の管理・評価

計画の進捗状況の管理・評価にあたっては、必要に応じてイベントや学校を通じて子どもへの聞き取りやアンケート等を実施するなど、子どもの意見が反映されるように努めるとともに、「宇治市子ども・子育て会議」において、管理・評価を行います。

評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。